

処 分 基 準

平成27年4月1日作成

法 令 等 名	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項	第9条
処 分 の 概 要	指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則 第1条第2項（指定の基準） 第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先	大阪府警察本部生活安全部 府民安全対策課 防犯環境第三係 (電話06-6943-1234 内線 34453)
備 考	